

1 目的

東北農林専門職大学の教育研修制度と先進農業経営者の技術力及び試験研究機関の機能を活かし、就農に必要な実践技術と知識習得を支援する研修を実施し、創造性豊かな実践力のある新規就農者を確保・育成することで、農業産出額の向上を目指す。

2 対象者

農家出身など、山形県内に就農基盤の目処があり、就農して所得向上を目指す者 等

3 研修期間及び経費

(1) 研修期間

1年間（但し、継続研修を希望する場合は最長2年間）

(2) 参加経費

受講料は無料（但し、テキスト、傷害保険等の必要な経費は自己負担）

4 研修内容

(1) 農業実習：希望作物の栽培管理技術等について、先進農業経営者等・県内試験研究機関のいずれかで農作業実習を実施（通年）

(2) 講義：集合研修による講義等で基礎知識を幅広く学習

2年目研修者は、やまがた農業支援センター主催の独立就農者育成研修の集合研修に参加し、ビジネスモデルの構築や複式簿記記帳方法の習得などを集中的に学習

(3) 課題学習：農作業実習等で得た技術等についてレポート作成を行い、就農のための計画を作成

(4) 資格取得：大型特殊免許*、けん引免許*、小型車両系建設機械等の免許・資格取得
※農耕用限定

(5) その他：現地研修（先進農業経営者等）、東北農林専門職大学公開講座等への参加

5 研修生の募集方法

研修生の募集要項を別に定め、募集を行う。

申込み先は東北農林専門職大学又は最寄りの農業技術普及課とする。

6 受講決定

- ・書類審査、面接（研修希望の作目・内容の聞き取り等）により選考する。
- ・選考後、農業実習先（農業経営者・試験研究機関等）とのマッチング面談を行い、調整のうえ、受講を決定する。
- ・受講決定後は、次のことが必要となる。
 - ア 研修期間中の傷害保険等への加入
 - イ 別に定める「新規就農支援研修に係る遵守事項」を守る誓約書の提出
 - ウ 研修日誌の記入、提出
 - エ その他（場合により健康診断書の提出を求めることがある。）

7 修了証の交付

集合研修の概ね8割以上の出席及び研修日誌、研修報告書の提出をもって研修の修了とし、修了証書を交付する。

令和7年度「新規就農支援研修」研修生募集要項

東北農林専門職大学

1 目 的

東北農林専門職大学の教育研修制度と先進農業経営者の技術力及び試験研究機関の機能を活かし、就農に必要な実践技術と知識習得を支援する研修を実施し、創造性豊かな実践力のある新規就農者を確保・育成することで、農業産出額の向上を目指す。

2 募集対象

農家出身など、山形県内に就農基盤の目処があり、就農して所得向上を目指す者 等

3 募集人数

50名（申込後に面談を行い、本校で選考いたします。）

4 研修期間及び経費

（1）研修期間

令和7年4月～令和8年3月までの1年間（継続研修を希望する場合は最長2年間）

（2）参加経費

受講料は無料

（但し、テキスト、傷害保険等の必要経費は自己負担となります。）

5 研修内容

農作業を通して実践的な基礎技術を身に付け、講義により基礎知識を学習します。
また、農作業に欠かせないトラクター等の各種農業機械の免許・資格が取得できます。

<主なカリキュラム>

①技術習得：農業経営者等・県内試験研究機関のいずれかで農作業実習を行い、栽培管理技術等を学びます（通年）。

②講 義：年15日程度、東北農林専門職大学における講義等で基礎知識を学びます。

〔・栽培の基礎知識 ・植物の生育環境 ・土壌肥料 ・病虫害防除
・農業経営 ・農産物流通、販売 ・就農支援内容 ・農業簿記
・税制、税務基礎 等〕

③課題学習：農作業実習等で得た技術等についてレポート作成を行い、就農のための計画作成を行います。

④資格取得：大型特殊免許（農耕用）、けん引免許（農耕用）、小型車両系建設機械等の免許・資格等を取得します。

⑤そ の 他：現地研修（先進農業経営者等）、東北農林専門職大学公開講座等

6 応募方法

別紙申込書に必要事項を記載のうえ、東北農林専門職大学又は最寄りの農業技術普及課あてにお申し込みください。

なお、研修内容等を詳しく説明いたしますので、申し込み前に東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センターに御相談ください。

<申込期日>

①県の試験研究機関での農業実習を希望する方

令和7年1月24日（金）まで

（裏面に続く）

※試験研究機関での研修は、①研修希望品目が、試験研究機関で栽培している作物であること、②原則週4日以上研修できることが条件となります。

※試験研究機関での受入れ可能人数には限りがありますので、申込者多数の場合には選考の上、抽選となる場合があります。選考、抽選に漏れた方は先進農業経営者等での実習となりますので、予め御了承願います。

②先進農業経営者等での農業実習を希望する方

令和7年2月28日（金）まで

<申込書類>

令和7年度「新規就農支援研修」申込書（別記様式）

写真1枚：縦4cm×横3cm。上半身無帽、3ヶ月以内に撮影のものを申込書に貼付し提出してください。

<申込先>

- ・東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター ※旧山形県立農林大学校研修部
〒996-0052 新庄市大字角沢 1366
TEL:0233-22-8794 FAX:0233-23-7537 E-mail:kenshu@pref.yamagata.jp

・最寄りの農業技術普及課

- 村山農業技術普及課 (TEL:023-621-8277) : 山形市鉄砲町 2-19-68
- 西村山農業技術普及課 (TEL:0237-86-8214) : 寒河江市大字西根字石川西 355
- 北村山農業技術普及課 (TEL:0237-47-8638) : 村山市楯岡笛田 4-5-1
- 最上農業技術普及課 (TEL:0233-29-1326) : 新庄市金沢字大道上 2034
- 置賜農業技術普及課 (TEL:0238-57-3411) : 東置賜郡高島町大字福沢 160
- 西置賜農業技術普及課 (TEL:0238-88-8212) : 長井市高野町 2-3-1
- 庄内農業技術普及課 (TEL:0235-64-2103) : 鶴岡市藤島字山ノ前 51
- 酒田農業技術普及課 (TEL:0234-22-6521) : 酒田市若浜町 1-40

7 受講決定

- ・書類審査、面接（研修希望の作目・内容の聞き取り等）により選考します。
- ・選考後、農業実習先（農業経営者・試験研究機関）とのマッチング面談を行い、調整のうえ、受講を決定します。
- ・受講決定後は、次のことが必要となります。
 - (1) 研修中の事故に備えるため、傷害保険等に参加すること
 - (2) 別に定める「新規就農支援研修順守事項」を守り、研修に専念することを約束する誓約書を提出すること
 - (3) 研修日誌を記入し、提出すること(なお、場合により健康診断書の提出を求められることがあります)

8 修了証書の交付

集合研修の概ね8割以上の出席及び研修日誌、研修報告の提出をもって研修の修了とし修了証書を交付します。

9 その他

この研修は令和7年度事業であり、山形県議会令和7年2月定例会の議決後に実施が確定します。

(別記様式)

令和7年度 東北農林専門職大学『新規就農支援研修』申込書

令和 年 月 日

1 住所、氏名等

ふりがな 氏名	-----	男	電 話	— —
		・	携帯電話	— —
		女	F A X	— —
生年月日	S・H 年 月 日	歳	E-mail	
現住所	〒 —			
最終学歴	年 月 (学校名)		卒業・見込み	
最終職歴	年 月 (最終勤務先)			

写 真
(3カ月以内)
4×3cm

2 研修受講を希望する理由、及び就農後に目指す農業経営

--

3 研修希望作目<主な希望作目1つに☑印を付け、具体的な品目・内容を記入ください。>

水稲 野菜 果樹 花き 畜産 その他 ()

具体的な品目・内容	
-----------	--

4 実習研修先<農作業を行う実践研修として、希望する研修先に☑を付けてください。また、具体的な研修先がありましたら記入ください。>

農業経営者 試験研究機関 その他 (実家等で農業に従事しながら講義のみ受講)

具体的な研修先 (受入農業者氏名・住所) (試験研究機関名)	
--------------------------------------	--

5 実習研修先での希望実習日数<農業実習の希望日数に☑を付けてください。>

週5日 週4日 週3日 その他日数 (週 日)

(裏面に続く)

新規就農支援研修に係る遵守事項

東北農林専門職大学キャリアサポート・研修センター

この遵守事項は、研修期間中、規律ある生活を維持し、効果的な研修を行うために必要な事項を定めるものとする。

1 研修の日課等

- 研修開始及び終了時刻を含む研修期間中の日課は、研修先に従うこととする。
(県の試験研究機関における研修の場合、開始及び終了時刻は、午前8時30分から午後5時15分までを原則とする。)
- やむを得ず欠席するときは、あらかじめ研修先に所定の方法で連絡すること。遅刻、早退も同様とする。

2 研修生の責務

研修生は、各々の研修先の担当職員又は農業者（以下、「担当者」という。）の指示に従い、誠実に研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 研修時間中は研修に専念し、必要な技能・知識習得に努めること。
- (2) 研修生は、研修先の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為、その他不道徳な行為および不法な行為をしてはならない。
- (3) 研修生は、研修中に知り得た研修先の業務上の機密、または研修先と取引する顧客情報等（個人情報を含む）について、他に漏洩してはならない。また、研修終了後も同様とする。
- (4) 研修生は、事故防止に万全を期し、安全確保に努めること。事故等にあった場合は、直ちに研修先と当センター担当者に連絡をすること。
- (5) 研修生は、万が一の交通事故に備え、自動車任意保険（対人、対物）への加入をすること。また、研修時間内の傷害事故に対応するため、原則として傷害保険等に加入すること。
- (6) 研修生は、研修効果を上げるために次のことを行う。

①研修日誌の記録

研修生は、農作業内容の理解を深め、今後の参考に資するため別紙「研修日誌」の記録を行う。また、記帳した日誌は、その都度担当者に提出し点検印を受けること。また、集合研修の際に当センターに提出し点検印を受けること。

②研修報告書の取りまとめ

研修生は、研修計画に基づいて受講した研修内容を、別に定める「研修報告」に取りまとめて研修終了時までの別に定める日まで提出する。

- (7) 以上の項に不適切と認められる場合、研修を中止する。
- (8) 研修を途中で中止する場合は、研修辞退届を提出する。

3 研修中の事故と対応

- (1) 通勤時及び研修中の事故は、自己責任で処理すること。
- (2) 研修生が故意または過失により、県、研修先もしくは第三者に損害を負わせた場合は、研修生が県、受入先もしくは第三者に対し責任を負うこと。
- (3) 研修中における不慮の事故については、2の(5)の規定に基づき、研修生が自ら対策を講じるとともに、不慮の事故が発生した場合には、県もしくは研修先に対し当該事故についての損害賠償その他一切の請求は行わないこと。

4 誓約書の提出

研修生は、受講決定後に上記事項を遵守する旨の別に定める「誓約書」を東北農林専門職大学長に提出しなければならない。また、研修生が未成年の場合は、親権者の同意を必要とする。

誓 約 書

私は、令和7年度東北農林専門職大学新規就農支援研修の研修生として、
順守事項を守り、研修に励むことを誓います。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____

東北農林専門職大学長 殿